

平成二十四年二月一日

青森県教育委員会第七百五十七回定例会

期 日 平成二十四年二月一日（水）  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

一 開 会

二 議 案

議案第一号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案 ..... 1  
議案第二号 学校職員の人事について ..... (非公開の会議)

三 その他

職員の懲戒処分の状況 ..... 5

三 閉 会

# 議案第一号

## 青森県立学校学則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

### 青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。  
第十三条第三項中「区分を設けない課程」の下に「（以下「単位制による課程」という。）」を加える。  
第二十三条の次に次の一条を加える。

（科目履修生）

第二十三条の二 単位制による課程のうち定時制の課程又は通信制の課程であるものを置く高等学校の校長は、当該単位制による課程の聴講生として特定の科目を履修する者（以下「科目履修生」という。）の聴講を許可することができる。

2 科目履修生に係る単位の修得の認定については、単位制高等学校教育規程（昭和六十三年文部省令第六号）第九条第二項に規定する場合に限るものとする。

別表第一青森県立百石高等学校の項中

普通科	商業科
-----	-----

を

普通科

に改め、同表青森県立三戸高等学

校の項中

商業科	普通科
-----	-----

を

普通科
-----

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 青森県立百石高等学校の商業科及び青森県立三戸高等学校の商業科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

提案理由

科目履修制度の導入並びに青森県立百石高等学校及び青森県立三戸高等学校の学科の廃止に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

新条文	旧条文
<p>(入学資格) 第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)において編入学を許可される者は、相当年齢に達し、相当の学力があると認められた者とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(科目履修生)</p> <p>第二十三条の二 単位制による課程のうち定時制の課程又は通信制の課程であるものを置く高等学校の校長は、当該単位制による課程の聴講生として特定の科目を履修する者(以下「科目履修生」という。)の聴講を許可することができる。</p> <p>2 科目履修生に係る単位の修得の認定については、単位制高等学校教育規程(昭和六十三年文部省令第六号)第九条第二項に規定する場合に限るものとする。</p>	<p>(入学資格) 第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学年による教育課程の区分を設けない課程において編入学を許可される者は、相当年齢に達し、相当の学力があると認められた者とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(新設)</p>

別表第一

(略)	青森県立三戸 高等学校	(略)	青森県立百石 高等学校	(略)	名称	
	三戸郡三戸町 大字川守田		上北郡おいら せ町苗平谷地		位置	
	全日制 の課程		全日制 の課程		課程	
	普通科		食物調 理科		普通科	学科
	三年		三年		修業 年限	

別表第一

(略)	青森県立三戸 高等学校	(略)	青森県立百石 高等学校	(略)	名称		
	三戸郡三戸町 大字川守田		上北郡おいら せ町苗平谷地		位置		
	全日制 の課程		全日制 の課程		課程		
	商業科		食物調 理科		商業科	普通科	学科
	三年		三年		修業 年限		

[その他]

## 職員の懲戒処分の状況

平成24年2月（1月1日～1月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 上北地域市部以外の中学校 教諭（34歳 女性）  
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）  
・平成23年11月10日（木）午後6時34分頃  
・上北郡東北町内の県道  
・最高速度40km/hのところ、79km/hで走行  
③処分内容 戒告  
④処分年月日 平成24年1月25日
- 事案2 ①被処分者 三八地域の高等学校 教諭（42歳 男性）  
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）  
・平成23年11月8日（火）午後8時56分頃  
・八戸市内の国道  
・最高速度40km/hのところ、72km/hで走行  
③処分内容 戒告  
④処分年月日 平成24年1月26日